

食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

第 27 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 21 年 1 月 27 日（火） 10:00～12:02

2. 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3. 議 事

- (1) 食 品 安 全 委 員 会 の 改 善 に 向 け た 検 討 に つ い て
- (2) 緊 急 事 態 等 に お け る 食 品 安 全 委 員 会 の 情 報 提 供 の あ り 方 に つ い て
- (3) 「緊 急 時 対 応 の た め の 情 報 の 収 集 、 分 析 及 び 情 報 提 供 の あ り 方 に 関 す る 検 討 」
について
- (4) そ の 他

4. 出 席 者

(専 門 委 員)

元井座長、青木専門委員、内田専門委員、生出専門委員、岡部専門委員、
小澤専門委員、春日専門委員、黒木専門委員、近藤専門委員、山本専門委員

(食 品 安 全 委 員 会 委 員)

見上委員長、小泉委員、廣瀬委員、本間委員

(事 務 局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、
小平リスクコミュニケーション官、磯貝課長補佐

5. 配 布 資 料

- 資料 1 食 品 安 全 委 員 会 の 改 善 に 向 け て（取りまとめ素案）
- 資料 2－1 緊 急 事 態 等 に お け る 食 品 安 全 委 員 会 の 情 報 提 供 の あ り 方 に つ い て（案）
- 資料 2－2 緊 急 事 態 等 に お け る 情 報 提 供 に つ い て（案）
- 資料 3 健 康 被 害 事 例 な ど に 対 す る 「社 会 的 影 響」に 与 え る メ デ ィ ア の 役 割
マスメディア対応の留意点など（青木専門委員講演資料）
- 資料 4 平 成 20 年 度 緊 急 時 対 応 訓 練 に つ い て
- 参考資料 1-1 食 品 安 全 委 員 会 の 改 善 に 向 け た 検 討 の 今 後 の 進 め 方（予定）
- 参考資料 2-1 農 薬 ジ ク ロ ル ボ ス の 概 要 に つ い て（ハザード概要シート）
- 参考資料 2-2 ジ ク ロ ル ボ ス に つ い て（ハザード情報シート）

参考資料 2-3 メラミン等による健康影響について（健康影響解説書）

参考資料 3 緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について

6. 議事内容

○元井座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 27 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、小泉座長代理、吉川専門委員、熊谷専門委員が御都合によりまして欠席しておりますが、10 名の専門委員に御出席していただいております。

まず本日の議事に入る前に、事務局に異動があったとのことですので御紹介願います。

○酒井情報・緊急時対応課長 1 月 5 日付けで事務局次長が日野から大谷に代わりましたので、御紹介いたします。

○大谷事務局次長 大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○元井座長 ありがとうございます。では、続いて本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○磯貝課長補佐 本日は 4 つの議事の資料といたしまして資料が 5 点、参考資料が 5 点ございます。今回はそれぞれ議事ごとに資料をまとめさせていただいております。まず議事 1 関係の資料といたしまして。

資料 1 「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」。

参考資料 1 「食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）」。

以上 2 点でございます。

議事 2 関係の資料でございます。

資料 2 - 1 「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について（案）」。

資料 2 - 2 「緊急事態等における情報提供について（案）」カラー刷りの資料でございます。

参考資料 2 - 1 「農薬ジクロロボスの概要について（ハザード概要シート）」。

参考資料 2 - 2 「ジクロロボスについて（ハザード情報シート）」。

参考資料 2 - 3 「メラミン等による健康影響について（健康影響等解説書）」。

以上でございます。

議事 3 の資料でございます。

資料 3 といたしまして、青木専門委員の御講演資料、カラー刷りのものを用意させていただきます。

参考資料 3 「緊急事態の対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について」。

以上 2 点でございます。

次に議事 4 関係でございますが、資料 4 「平成 20 年度緊急時対応訓練について」 1 枚

紙を準備させていただいております。

その他机上配付でございますが、議事3に関連いたしまして「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」（とりまとめ素案）について配付させていただいております。

なお、お手元のファイルといたしまして緊急時対応法令規程集について御準備させていただきますが、こちらは調査会終了後、当方で保管いたします。

以上、資料の不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

○元井座長 よろしゅうございましょうか。それでは、これより議事に入ります。

本日最初の議事は「食品安全委員会の改善に向けた検討について」です。昨年7月に食品安全委員会が設立5周年を迎えたことを契機に、委員会の活動への振り返りと今後の改善についての検討が行われております。本日は、その改善方策のとりまとめ素案について説明いただくことになっています。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、まず私の方から経緯について御説明を申し上げたいと思います。

今ほど座長から御説明がありましたように、食品安全委員会は昨年の7月に設立5周年を迎えました。この間、食品安全委員会が設立されました目的を踏まえまして、食品の安全性について科学的な視点から中立・公正に対応をしてきたというところでございます。

しかしながら、食品の安全性に関する国民の関心の高まりあるいはマスコミの取り上げ方の変化、消費者庁設立の動き等、めぐる情勢が著しく変化をしております。こういったことから食品安全委員会としましても、科学委員会としての立場を明確にしつつ、国民の期待により一層応えていくということが求められていると考えております。

このような情勢の中、5年という節目におきまして、平成20年7月24日でございますが、第248回の食品安全委員会の会合で、一度これまでの活動を振り返り、委員会として今後の改善方策を検討することが決定されたところでございます。

資料1の最後に参考ということで進め方、スケジュールが入っております。これを見ながらお聞きいただければと思います。

これまで食品安全委員会において議論が行われてきております。今月の15日に開催されました第269回の食品安全委員会会合において、本日資料として御提示をしておりますとりまとめ素案を報告させていただいているところでございます。この素案につきましては、企画、リスクミ、そして本日の緊急時対応専門調査会で御検討いただき、必要事項について修正を加えた上で2月12日の委員会において最終とりまとめ案として決定いただくという予定をしております。

その後、パブリック・コメントで国民の皆様から御意見賜りながら、最終的に年度末を目途にとりまとめを行いたい。ここでは3月26日に予定としております。

内容につきましては磯貝から説明をいたしますけれども、説明の後に23日金曜日に開催

をされましたリスコミ専門調査会におきまして、緊急時における情報提供に関して御意見がございましたので、リスコミ官の小平から紹介をさせていただきます。

それでは、お願いします。

○磯貝課長補佐 お手元に資料1を御準備ください。「食品安全委員会の改善に向けて(取りまとめ素案)」でございます。

1枚目、改善に向けてということで目次が記載しております。この改善に向けてのとりまとめと素案でございますが、全体として4つから構成されております。

1、食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨。

2、改善に向けた検討に当たっての基本的な考え方。

そして具体的な各事項ごとの改善方策について記載されております。特に緊急時関係、この専門調査会に関係するものでは、3.5にあります緊急時対応に関する改善方策を中心に御検討いただければと考えております。

それに付随いたしまして、資料の6ページを御覧ください。6ページには評価関係、自ら評価、食品安全委員会が国内外の関係機関やメディアからの情報、食の安全ダイヤル、食品安全モニターなども通じて寄せられた情報を基に、食品安全委員会自ら行う評価案件を食品安全委員会が決定し評価を行うものでございます。

6ページに書いてありますように緊急時に評価を行うことにつきましては「イ．緊急の案件に柔軟に対応するための改善」ということで、以前この専門調査会で御検討いただきました食品安全委員会の緊急時のマニュアルにおきまして、緊急時における食品健康影響評価につきましては、自らの判断またはリスク管理機関の要請により科学的に基づいて、また客観的かつ中正・公立に食品健康影響を行うとともに、当該結果について適切に公表することとする旨の規定がマニュアルに設けられております。

ただし、実は昨今、ここ1年の緊急事態等におきまして、評価を行うために必要な科学的な知見が不足している様な事案について、食品安全委員会がより詳細な情報の分析、提供を行うといった観点から、評価以外のジャンルといたしまして事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを行うこと、そのために緊急時のマニュアルの改訂を行う等、より柔軟な対応が必要ではないかといったことが記載されております。

これらにつきましては、議事2にございます「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」の部分で改善方策について記載、提示させていただいております。

15ページを御覧ください。「3.5 緊急時対応に係る改善方策」ということで、ここで現状といたしまして、緊急事態、例えば大規模なあるいは広域な食中毒が発生した場合、政府全体としての被害の拡大等に対して適切かつ迅速に対応するために、食品安全委員会は情報の収集・整理を行い、国民にわかりやすく提供を行う。そしてまず必要に応じてリスク評価を行う役割を担っております。

このために真ん中のパラグラフにありますように、各種マニュアル等を整備し、そして

18年度からは緊急事態に対応した訓練を実施してまいりました。更にここ1年、中国産冷凍ギョウザの問題、いわゆる食品への混入事件等を踏まえまして、新たな事案に対応するために消費者行政推進担当大臣の下に、各省庁に置かれた消費者安全情報総括官を中心として、政府一体となって対応する体制が整備されました。このような緊急事態に対応するために、食品安全委員会の役割をもっと明確にしたり、あるいは情報発信をもっと積極的にすべきとの指摘が寄せられております。

これに対応いたしました具体的な改善方策でございますが「ア．食品安全委員会の役割の明確化」、今国会に設置法案が提出されている消費者庁が緊急事態における司令塔機能を担うことから、食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化するとともに消費者庁と効果的な連携を図る。これに合わせて、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の緊急時マニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図ることとしております。

この部分につきましては、実は昨日開催されました企画専門調査会におきまして御意見がございました。ここに示されております「食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化する」の「科学的部分」につきましては、もう少し具体的に示してはどうかといった意見をいただきました。

「イ．緊急時における情報発信のあり方」でございます。緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、食品安全委員会において科学的知見や食品安全委員会としての見解等を各種広報媒体を通じて、迅速的確かつタイムリーに発信する。

具体的な対応例でございますが、初動において、原因物質等の科学的知見を速やかにホームページで公表。緊急事態の社会的影響等を踏まえ、自ら評価等のリスク評価結果や委員長談話など科学的知見を公表する。以上の2点について具体的に示させていただいております。

この情報発信の在り方に関する具体的な対応といたしましては、議事2で検討いただきます緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の在り方で言及させていただいております。

以上が改善方策等についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○元井座長 では、リスクコミュニケーション官から先日開催されたリスクコミュニケーション専門調査会でのご意見等の御説明よろしくお願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 1月23日、先週の金曜日になりますけれども、第42回のリスクコミュニケーション専門調査会が開かれました。その際に、専門委員の方々から緊急時対応における改善方策の部分につきましても若干の御発言がございましたので、ここで報告をさせていただきます。特にペーパーは用意してございません。大きく2点御報告させていただきたいと思っております。

1点目は、緊急時にはそれぞれ段階があって、被害拡大の防止という初期、原因の究明、再発防止といったことになろうが、原因が不明であっても初期対応が大変重要であると考えます。特に安全性との関係では、そういった情報の提供が大切であるので、時間経過に応

じた情報提供をしていくことが重要と考えるといった御発言でございました。

もう一点は、司令塔としての役割のところに関係しますが、緊急時には情報の収集とか一元化といったものが重要と思うけれども、緊急時の司令塔として設置が予定されている消費者庁と食品安全委員会の役割を明確しておくことが必要でしょうといった御発言でございました。

以上2点でございます。

○元井座長 ありがとうございます。今、リスクコミュニケーション官からの御報告も交えてご説明をいただきました。緊急時対応に関わる改善方策としては、食品安全委員会の役割の明確化が第1番。緊急時における情報発信に力を入れるべきとの2点が挙がっております。これらについて検討していただきたいと思います。事前に本日御欠席の小泉座長代理から意見をいただいているとのことですので、事務局からそれを御紹介願います。

○磯貝課長補佐 御紹介させていただきます。15ページにございます「イ．緊急時における情報発信のあり方」の部分について、小泉座長代理から御意見をいただいております。

具体的な内容でございますが、情報発信についてはだれをターゲットとした情報発信を行うかといった観点から、わかりやすい情報を提供するという視点を入れるべきではないか。具体的には、特に緊急時には理解するまで何度も読み込まなければいけない情報では不適ではないかといった観点から、ここに書いてございます「各種広報媒体を通じて、迅速的確かつタイムリーに発信する」という言葉につきましては、迅速にわかりやすくかつタイムリーに発信すると修正してはどうか。

2点目「各種広報媒体を通じて」という表現がございますが、ホームページやメディアだけではなく、関係省庁の機関や自治体を通じた情報提供も該当するのであれば具体的に記載してはどうか。以上2点の御意見をいただきました。

以上でございます。

○元井座長 ありがとうございます。ただいま伺った小泉座長代理の御提案も含めまして御意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。特に改善策、今後どのように改善していくかという大事なことで、是非御意見を伺いたいと思います。

黒木専門委員、どうぞ。

○黒木専門委員 黒木です。ただいまの小泉委員の緊急時における情報発信のあり方のご提案がありましたけれども、まず「わかりやすく」という文言を文章に入れるというのはとても賛成です。といいますのは「国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから」ということで対象は国民ということで明確化しているわけですから、わかりやすい発信というのがとても重要になると思います。

広報媒体につきましても、ホームページメディアのみではなく、各種広報媒体等々、省庁の方はもし限定が難しければそのような文言でもよろしいのではないかと思います。

○元井座長 ありがとうございます。ただいまの小泉座長代理の意見も踏まえまして、黒木専門委員の方からわかりやすい情報発信は大切であるということで、この辺を少し修正

したらいかがかという提案がされました。そのほかにございませんでしょうか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 15 ページに書いてある文言そのものは今の修正でよろしいのではないかと思いますけれども、緊急時の情報の収集と提供という流れを見たときに、国民へのホームページその他での情報提供ということが最終的にはありますけれども、その前に関係者間での情報のやりとり、例えば関連省庁、食品安全委員会、ほかの関係機関への情報提供とか幾つかの段階があると思います。

そのときに消費者庁と安全委員会それぞれの役割があるかもしれませんが、情報の流れという観点からはあまり役割をきっちりすると、例えば専門家が入手した情報をどこにどういうふうに流せばいいか戸惑ってしまうというようなこともあるので、その辺りの情報の流れはフレキシブルな部分が残るような形にしておいていただけるといいと思います。

○元井座長 ただいまの山本専門委員のご意見には私も同感ですがいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 お答え申し上げます。消費者庁の方で緊急時の情報を一元化するということですので、消費者庁には報告いたしますけれども、先方からのフィードバックの他、関係府省との連携を私どもも独自にやりますので、それらの情報については緊急時専門調査会の先生方にはできるだけ早めにお伝えしたいと思います。この点については今まで改善してきておりますけれども、その方向を更に維持しながら強化をしていくということにしたいと思います。

やはり専門的な判断あるいは情報の御提供となると、専門家の方々のお知恵というのは非常にありがたいものですから、そういったことは継続していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○元井座長 山本専門委員、よろしゅうございますか。

○山本専門委員 はい。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。1つお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

先ほどリスクコミュニケーション官からのご報告のなかで、委員会の役割の明確化ということに関して消費者庁との仕事の分担で食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化し、これをもう少し具体化したらどうかという意見がリスクコミュニケーション調査会の方から御提案されたとのことですが、具体的にどのような意見が出されたのでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 私からお答え申し上げます。この部分について、前段の司令塔機能を担うことから、この部分がどうつながるかびんと来ないのではないかというニュアンスも意見の中に含まれております。ここについては御承知のとおり、いわゆるバーチャル室と呼んでおります内閣府の政策統括官をヘッドにします仕組みがあったわけですが、それは厚労省、農水省、それと環境省も入るような形で進めるということを想定した組織でございました。冷凍ギョウザの事案のように警察も外務省も関わらなければいけな

いような事案には、この形ではうまくいかない部分があるということが明らかになりましたので、先ほど磯貝から紹介しましたように、消費者安全情報総括官という制度ができて対応するようになったわけです。

その機能を消費者庁に持っていくということですので、食安委にあったバーチャル室の機能も消費者庁に持っていくという意味で、ここでは司令塔機能を担うといった趣旨も含まれております。したがって、そこのバーチャル室の事務は移行するわけですから、その部分の力を科学的な知見の提供にシフトさせて、その内容については迅速性あるいは内容の正確性といったことで強化をしていこうというのがこの文脈の趣旨だったんですが、非常にわかりにくいということですので、科学的知見という言葉を使いながら、それを適切に提供していくというニュアンスをこの部分で説明したいと思います。

また、担うというところも少し直して、集約するとかといったニュアンスを出せば文脈としてわかりやすくなるのではないかと考えております。御指摘に対してはそういう対応をしていこうと思っております。

○元井座長 ありがとうございます。そのほかに御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

御意見がなさそうなので、先ほど黒木専門委員、あるいは山本専門委員の方から出されたような御意見、更に小泉座長代理の御意見もありますので、これらの意見につきましては、この素案に反映していただくよう事務局で検討をお願いいたします。

またほかに追加の御意見があるようでしたら、のちほど提出していただくようお願いしたいのですが、事務局はよろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御検討ありがとうございます。それでは、いただきました御意見はいろいろございましたけれども、それをとりまとめ素案の中に反映させるように座長と御相談の上、担当課と調整を図りたいと存じます。

また、本日でなくても特段の御意見がございましたら、期間が短くて申し訳ないんですけれども、明日の28日までに事務局に御連絡をいただければ、座長と御相談の上、できるだけ反映するように進めていきたいと思っております。

また具体的な記載につきましては、事務局で案を作成いたしましたら座長との確認というのを進めて前に進めるというステップにしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

そういう形で進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

○元井座長 ただいま事務局からとりまとめ素案の修正案については、座長一任で対応したいという提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○元井座長 では、御了解が得られましたので、事務局も対応方よろしくをお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解しました。

○元井座長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。「緊急事態等における食品安全

委員会の情報提供のあり方について」です。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○磯貝課長補佐 議事２関係の資料を御準備ください。まず資料２－１の「緊急事態等における食品安全委員会の情報のあり方について（案）」の文章編を左側、資料２－２の「緊急事態等における情報提供について（案）」カラー刷りのものを右に置きながら、まず文章編の方から説明しながら、適宜、資料２－２の図で具体的に説明したいと思います。

これらにつきましては前回、専門調査会で検討をお願いしたところでございます。これまで検討を重ねた結果、資料２－１をご覧ください。

「１ 情報提供の基本的考え方」どんなような事案について情報提供をするのかということですが、このパラグラフにつきましては、大規模食中毒等が起こったときの食品安全関係府省の緊急時対応基本要綱で規定する緊急事態のほか、いわゆる事案の性質が明らかでない、犯罪性が否定できないような混入事案に対応するための消費者の安全に関する緊急事対応基本要綱に定義する重要事案の２つのカテゴリーの案件を情報提供するか否かの対象に考えております。

「２ 緊急事態等における情報提供の判断について」ステージごとに３つに分類いたしました。１つは事態探知後の速報、事態探知後の情報に基づいて、直ちに提供しなければならない情報。２、速報の提供後、ある程度の事案の事態の推移に応じて提供する詳細な詳細の提供。そして事態の原因究明、解明後の情報提供の事後の情報提供。３つのステージで分類いたしました。

「（１）事態探知後の速報の提供」でございます。速報の提供につきましては、①その時点で把握している科学的知見をとりまとめたハザード概要シートによる情報提供。②関係機関の当該ハザードに関連したプレス発表も含めた関係機関、厚労省、農林水産省へのホームページ等へのリンクを設定する。その２つの情報のカテゴリーを考えております。

これらについて食品安全委員会のホームページの設置場所については、事案の性質の重要性ということで、重要なお知らせ、トピックス、関係省庁からのお知らせということで、重要なお知らせが一番目立つところのホームページ上に設置するというので、トピックス、関係省庁のお知らせの順になっております。

探知した事態に対して、どのような情報提供をするか。いわゆるハザード概要シート、関係省庁へのホームページのリンクをするかの判断につきましては、以下の判断項目「ABC」で降順に検討した結果を踏まえて事務局長が決定する。なお、必要に応じて委員、専門委員等に意見を求める。

具体的な判断基準でございますが、Aのカテゴリーにつきましては、健康被害の状況（死亡者、重篤者が発生していないか）、その他、患者の有無。

A－２、健康被害の発生の恐れ（急速に健康被害が拡大する恐れはないか）について検討いたします。

その後、Bで対象食品の流通状況（地域限定的か、広域か）。

B-2、検出濃度、直ちに健康被害が生じるような高濃度の汚染が確認されていないか。

B-3、対象商品の用途、事業者向けの用途で加工、製造が行われるのか、あるいは直接消費者向けのコンシューマーパックであるのか。

B-4、報道の状況。全国的に大きく取り上げる可能性があるかどうか。

B-5、リスク管理機関の対応。監理措置の強化、回収、検査の強化といった管理措置の強化がとられているか。あるいは管理機関が情報提供する場合、危害物質についてリスク管理機関等が所有・発信する情報が充実しているかいないか。そのBのカテゴリーの中で判断をいたします。

最後にC-1、製造地域。危害情報に係る食品の製造地域か食品の衛生管理上懸念がないか。過去において違反等、危害の事例があったかどうかといった点について判断をいたしたいと思います。

なお、情報不足等により判断が困難な場合は、引き続き情報収集に努めた後、総合的に判断を行うことになっております。

ここでハザード概要シートという新たな言葉が出てまいりました。ハザード概要シートの定義につきましては、資料2-1の4ページにハザード概要シートの概要、物質の科学的性質の基礎的な情報をA4版1～2枚程度にとりまとめたもの。主な記載事項は、化学物質であれば用途、使用状況、構造式等、国内外での評価状況、毒性、管理状況等を記載したものでございます。

具体的なハザード概要シートのイメージにつきましては、参考資料2-1で、中国産冷凍いんげんの事案、昨年10月に発生した冷凍いんげんから農薬のジクロロボスが検出された事案で提供したものを具体例として提示いたしました。

では具体的にどう判断するのかについて、具体例を持って説明させていただきます。その際には、資料2-2を中心に説明させていただきます。

まず提供する情報の種類でございますが、この事案探知後の速報のカラムの中の下の方に、他省庁のリンク、ハザード概要シートの2つであり右に位置するほど情報のレベルが高い段階になっております。

この2つの情報のどちらを提供するかの判断でございます。まず判断する一番の優先順位といたしまして、A、健康被害の関連でございます。健康被害があるかないか。具体的にはレベルが右の方にいけば高くなる記載となっております。死亡者あるいは重篤な患者がいるか。被害の拡大について、その時点での情報、喫食の状況などから判断して、これ以上患者の数、重症者が増えると恐れのある場合につきましては、ハザード概要シートを提供するという判断になります。

健康被害につきましては、ハザード概要シートで判断に迷うような状態では、続きましてBの項目、B-1～5の項目への該当という判断。例えば流通状況が広域に流通するといった点、その分にはマークいたします。例えば検出濃度が高い、用途が事業者向けではなくて消費者に直接するような形態、報道状況が新聞等一面で報道されている、リスク管理機

関も回収、輸入食品であれば検査命令の発動といった措置がとられている場合は、ハザード概要シートに該当する。

その段階で、ハザード概要シートから他省庁へのリンクにすべきかの判断をする場合、もう一つの検討事項として製造地域が先ほども説明いたしましたように過去の事故等の違反事例等から踏まえて、健康被害について懸念のある地域の場合は、ハザード概要シートで対応することになります。

その他の、この表でやや左側に位置するような事案につきましては、他省庁へのリンクで対応するといった、事案の健康被害の状況、流通状況等の内容、状況に考慮して、どの情報を提供するかの目安を検討するものでございます。

速報提供後の詳細の提供について説明いたします。資料 2－1 に戻りまして、2 ページ目「（2）速報提供後の詳細の提供」でございます。

事態探知後の速報提供後、更に詳しい情報提供（詳細）を行う際には、ハザード情報シート、Q&A、委員長談話、健康影響等解説書、評価書のいずれか、もしくはこれらの適切な組み合わせとするとしております。

詳細の提供の必要性及び上記これらの 5 項目の情報の組み合わせによって、情報を提供するか否かについては、その判断項目といたしまして、A リスクの大きさ、B 国民の不安の大きさに属する判断項目について検討した結果、事務局長が委員長の指示を踏まえて検討することとしております。

なお、委員長が必要と認めるときは、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針、いわゆるマニュアルに基づきまして、委員・事務局会議を開催して、情報提供の種類と組み合わせについて決定する。特に提供する情報を健康影響等解説書とするか、評価書とするかは、科学的知見の充足状況を考慮して、原則、委員・事務局会議において検討し、委員会会合で決定することとしております。

ここでハザード情報シートという新たな言葉が出てまいりました。ハザード情報シートは、4 ページの補足にございますように、ハザード情報シート、ファクトシートと同程度の内容とし、緊急時に作成・公表するものでございます。

主な記載事項は、ハザード概要シートの記載事項にプラスして、実際に健康被害が生じている場合は中毒状況、中毒事例等、そして国内外の政府関係機関や国際機関との公表情報に基づき、より詳細に情報提供するものとしております。

具体的なハザード情報シートのイメージといたしましては、参考資料 2－2 にジクロロボスの概要で、具体例を示しております。

1 ページ目には「1. ジクロロボスとは」化学物質の性状。2 ページ目は当該化学物質の「2. 農薬、動物用医薬品としての登録、使用状況」。3 ページ目には「3. 国内外での残留基準値の設定状況」。4 ページ以降がリスク評価の各国、国際機関等のリスク評価の状況。5 ページ目、中毒の状況。当該物質の中毒の状況、症状等について詳細に記載しております。

そして新たな用語といたしまして、健康影響評価等解説書についてです。これは食品安全委員会として、健康評価は実施しないが、国際機関や諸外国が実施した評価のレビュー、委員会としての考え方を個別の論文等も引用し、最新の科学的知見を基に公表するものです。

主な記載事項といたしまして、物質の概要、安全性に関する科学的知見、国際機関等の評価、我が国におけるリスク管理措置、まとめとして食品安全委員会としてこの危害物質に関する考え方を記載することとしております。

具体的な健康影響等解説書のイメージにつきましては、参考資料 2 - 3 にメラミンの事案が発生したとき以前この専門調査会でも紹介させていただきましたが、化学物質の諸外国の評価概要等も含めて、食品安全委員会の見解をプラスした詳細を提示することとしております。

具体的な速報提供の判断基準、判断の仕方について詳細に説明いたします。資料 2 - 2 図の方を御覧ください。速報提供後の詳細の提供。提供すべき情報の種類につきましては、速報で提供いたしました事実関係等の更新、ハザード情報シート、Q&A、委員長談話、健康影響評価等の解説書、評価書。その評価書が健康影響等解説書にするか否かは科学的知見の充足状況により決定されることになっております。

具体的にどのような事案の場合、各情報の概要になるかについて説明いたします。

A のリスクにつきましては、例えば健康被害に関しまして、拡大・重篤化している、原因の対象食品が拡大しているような事案につきましては、事実関係等を更新、ハザード情報シート、Q&A、委員長談話等、そして健康影響等解説書、評価書、この 5 つのカテゴリーのいずれかで対応するような重大な案件、その場合はこの 5 つのカテゴリーで対応することとしております。

それ以外、健康被害の重篤化、対象食品の拡大がこの時点では確認されない場合は、続きまして B のカテゴリー、報道状況等、報道について検討して、報道状況等が全国、地域等で依然続いている、国民の健康不安が高まっている場合は、この右にございますハザード情報シート、Q&A、委員長談話の 3 つの項目での情報提供を検討することとしています。

それ以外の検討事項といたしまして、食品安全委員会の食の安全ダイヤル等への問い合わせが 1 日 5 件と非常に多い。消費者団体などから社会、消費者等が非常に不安を持っていることなど、食品安全委員会に対して詳細な情報の提供等の要請があった場合は、事実関係の更新、ハザード情報シート、Q&A の 3 つの情報提供のいずれかあるいはそれらの組み合わせを検討することとしております。

以上について、具体的な過去の事例に当てはめた場合について説明いたします。

資料 2 - 2 の 2 枚目、事例 1 をご覧下さい。これは昨年発生いたしましたメラミンの事例でございます。

まず事案探知後の速報の提供に関してですが、A 健康被害、被害の拡大について検討してみますと、海外において死亡者、重篤者の数が増えている。その当時の情報では、判断

からすると患者数等についても拡大する恐れがあることから、ハザード概要シートで情報提供することになります。

速報提供後の詳報の検討で、A 健康被害については依然海外で重篤化等の情報があること。国内においては、回収と検査命令等の輸入時の監視と回収等、対象食品が拡大していることです。

報道状況を見ますと、継続して報道されていることから、事実関係、ハザード情報シート、Q&A、委員長談話等の5つの情報提供の組み合わせになりますが、具体的には健康影響評価等の解説書で詳細な情報を提供いたしました。

3 枚目、昨年の10月に発生しました中国産冷凍いんげんの事案でございます。これは初期情報では喫食による舌のしびれ、むかつき、入院等の事例がありました。被害の拡大についても、消費者向けの食品でございますので、被害者数が多数である恐れがあるという部分に位置することになります、

B 流通状況でございますが、これは特定の販売店、スーパー等に限定した食品から販売店限定である。検出濃度はどうなのかと申しますと、これは当時の発表資料によりますと6,900ppm ジクロルボスが検出されたことが高濃度に該当する。用途は消費者向けで消費者に流通している。報道状況はどうかですが、一面に報道された。リスク管理機関の状況はどうかは、プレスで厚生労働省等から公表された。これにつきましてはハザード概要シートで情報提供いたしました。

速報提供後の詳報につきましては、その後の回収等の措置により、健康被害の拡大はなし、回収についても大部分回収されました。報道状況は、依然継続されて報道されている。国民の不安のうち、食品安全委員会のダイヤル等への照会は、最大で2件程度でした。消費者団体等からも詳細な情報の提供については要請がございませんでした。

以上の状況から勘案いたしまして、ハザード概要シート等の速報の事実関係等の更新に該当する事案でございます。

以上、情報提供のあり方の概要を説明させていただきました。

○元井座長 ありがとうございます。

○酒井情報・情報緊急時対応課長 若干補足させていただきますけれども、その後に事案の原因究明後の事案のてんまつの補足、とりまとめというのがございますが、それは事案が完結しましたら整理をしていくということでございます。

今、事例を紹介しましたがけれども、前回の本専門調査会におきまして、いろいろな事案について迅速に情報提供するということが大事だということでもございましたけれども、それについては一定のルール化が必要だろうということを踏まえて今回整理したものでございます。多角的な視点から御指導いただいて、どちらかというと事後につくったものですから、事案に当てはめながらいろいろ考えてみたんですけれども、御指摘いただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○元井座長 「緊急事態等における情報の提供のあり方」について事務局に案としてこの

ようなとりまとめをしていただきました。ただいまの事務局の御説明に対しまして、確認事項や御質問等はございませんか。前回の専門調査会から検討しているわけですが、対応としてほかに追加すべき点、あるいは検討すべき点がありましたら、御意見をお願いいたします。

岡部専門委員、どうぞ。

○岡部専門委員 感染研の岡部ですけれども、私たちも随分情報を発信する側なのでいろいろ困っていることが多いんですが、これは随分うまくまとめられていると思います。

ただ、食品に関することは非常に内外の関心事が多くて、国内で起きた状況も恐らく外国情報に頼る部分も多いと思うんですが、こういうものについて前にも発言したことがありますけれども、国際的な発信というのはどういうふうにお考えになっているんですか。

なかなかそこまで余裕はないと思うんですけれども、我々も余裕がなくて困っているんですが、しかしメディアや何かを対象にあるいは一般の方々を対象にして説明することになると、非常に国際的な関心が高まっている中で、それをいわゆる英文新聞や雑誌などだけに任せていいのかというのは宿題になるのではないかと思います。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 おっしゃるとおり、緊急時になかなか海外まで情報発信というのは考えにくいのですが、ただ、今回のメラミンに関しては具体例でございますけれども、海外の専門家とのネットワーク、特に評価課のメンバーにネットワークがありましたので、そちらと迅速に連携をとりながらハザードの内容あるいはリスクの大きさについて検討を進めました。その中で、参加国の間でこのくらいの基準でどうだろうかといったやりとりがあって、非常に参考になったということがございます。

その中で、日本はこういうことを考えているんだということは適宜お伝えしたということでございまして、事例としてはあまりありませんけれども、そういった例があったという御紹介にとどめておきたいと思います。

○元井座長 岡部専門委員よろしいですか。

○岡部専門委員 できれば、こういう計画の中には本当は外向きな発信というのをやっていかないと、日本は外国の情報が入りにくいと言いながら、日本の情報は実は発信をしていないという方が多いんです。

○酒井情報・緊急時対応課長 評価機関との連携の議論にもつながるんだろうと思います。それに関しましては、EFSA という組織がヨーロッパにございますけれども、食安委の設立のモデルとなった組織ですのでそちらとの連携を考えたいと思ひまして、今、事務局レベルでございますが、覚書を交わす準備をしております。お互いの情報交換の迅速化、こちら側とすれば日本語を英語に直す作業の迅速化、あるいは場合によっては短期の出張みたいな形で人的交流といったことも含めてやりたいと考えております。そういった中で情報交換できる関係を構築していければということです。まず第一歩として、EFSA を考えてい

るということでございます。

○元井座長 よろしゅうございますか。

○岡部専門委員 私たちもうまくいっているわけではなくて、常にそれをやらなければならないと思いながらいるところではあるんです。

○元井座長 重要なことですので、是非その辺の情報交換を具体的に推し進めていただきたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 努力していきます。ありがとうございます。

○元井座長 どうぞお願いします。

では、春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 今の件に関してですけれども、評価結果という少し長いスパンのことではなくて、この緊急時対応の範囲のことで海外への発信という点では、厚労省を窓口とする INFOSAN、それが WHO の正式なルートですので、あそこをしっかりとこの中の情報の発信の一連の中に入れていただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。管理措置については、おっしゃるとおり厚労省が窓口になっておりますので、そちらから当方に情報をいただいております。また、食安委の検討状況についてお伝えしたりというルートはつながっております。評価の視点について、先ほどお答えをしたということでございます。ありがとうございます。

○元井座長 春日専門委員、よろしいでしょうか。

では、黒木専門委員、どうぞ。

○黒木専門委員 国際的な発信の件で確認ですけれども、メタミドホスの件は INFOSAN の方には出ている、厚労省から発信していると理解していたんですが、それでよろしかったでしょうか。あと、国際保健規則の方での発信というのも考えられると思うのですけれども、そこら辺も詰めていただければと思います。

○元井座長 岡部専門委員、どうぞ。

○岡部専門委員 補足ですが、IHR のことですね。今、黒木さんはそれを承知でおっしゃっていると思うんですけれども、国際保健規則では、公衆衛生上に重大な影響を及ぼすというものの情報に関しては、WHO に報告をするということに規約が改正されて、それは日本も批准をしているんです。しかし、多くの関係者はそれを御存じない。

したがって、このメタミドホスなどは、もう緊急情報の第一に入ると思うんですけれども、恐らくそういう形での発信はされていないと思うんです。私は感染症の方でやっているので感染症が中心にはなっていますけれども、必ずしも感染症と規定はされていないということですので、ここは十分承知をしておく必要があるだろうと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 INFOSAN の情報については厚労省から提供はいただいておりますが、こちらからの発信についても強化を図りとにかく連携しながらやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○元井座長 よろしく申し上げます。そのほかございませんでしょうか。

黒木専門委員、どうぞ。

○黒木専門委員 2点ありまして、1点は細かいところですが、参考資料2-1のハザード概要シートの方で、国際機関の名前「Codex」とか、「JMPR」とかに括弧国際機関との記載があり、一般向け、国民向けということで正式な名称を書いていないと思うのですが、逆にこれでは括弧内が何を意味しているのかが難しいと思います。参考資料2-2の3ページにありますように「コーデックス委員会（WHO／FAO 合同食品規格委員会）」と書いた方が実はわかりやすいのではないかと思います。スペースの関係もあると思いますので、表記に関して御検討いただけたらと思います。

○磯貝課長補佐 これにつきましては、今後、発信する際に注釈を付ける等わかりやすく説明していきたいと思います。

○黒木専門委員 お願いいたします。もう一点ですが、こちらの速報の提供の仕方と詳報の提供の仕方、ハザード概要シートをまず出してその後にハザード情報シートを出すという考え方は正しいと思うのですが、実際死亡したりとか、拡大の恐れがあって、原因化学物質がわかっている場合というのは、もうかなりそれが報道でも流れていたりといったことで、中毒情報センターの例でも言いますと、概要と詳細を両方同時にアップするということが多いんです。というのは、一般市民も勿論ですが、それに携る医療の方、行政の方というのは、詳細を知らないといけませんし、マスコミの方も多分この詳細レベルのものを求めてくる、それにはこの死亡と拡大の恐れがはっきりしているのであれば、初期に両方を出さざるを得ないというのが現実ではないかと感じました。

中毒情報センターの方では、本当に大きな事案に関しては一般市民向けの情報と医療者向けの情報を公開のページに一度載せます。事が収集したときに医療関係者向けのものはまた引っ込めて、医療関係者向けのホームページにおさめておくといったようなやり方をしておりますので、御参考までです。

○元井座長 参考意見ありがとうございました。事務局よろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい。大変参考になりました。まず連絡があったときに、数時間以内にハザード概要シートは出そうという心積もりでおりまして、その後、情報をいろいろな方々にお尋ねして整理をしたものを情報シートとして出すという心積もりでございましたけれども、それが連続する場合も当然あると思います。まず迅速にホームページにアップはしますがそのタイムラグをできるだけ小さくして、報道陣にも見えるように対応していくという努力はしていきたいと思います。

○元井座長 よろしく御検討いただきたいと思います。そのほかございませんでしょうか。

春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 この資料2-2の事案探知後の速報の提供に関わる判断項目なんですけれども、この内容にまだ検討すべきことが抜けているのではないかと思う点が幾つかと、A、B、Cと分類された根拠がもう一つわかりにくいという点で、解説をお願いしたいと思います。

私が気がつきました点では、まず A として健康被害に着目して先に考えるということ。この考え方は理解できます。ただ、この場合に、健康被害として症状だけが書いてありますけれども、そうではなくてやはり人数、起きている場所、いつ起きているかということをしちんとすべてを把握してまず A - 1 の健康被害に盛り込むべきかと思います。

また A - 2 の被害の拡大についても、人数と症状だけではなくて、被害が起きている場所も拡大しているのか。時間的にどのくらいの緊急性を持って拡大しているのかというところも合わせて検討すべきかと思います。

次に B と C の分類がよくわからないんですが、私が考えるところでは、B と C は合わせて、ものが何かということ整理するのと、周辺対応がどうなっているかということに大まかに分類できるのではないかと思います。

ものというのは食品側とハザード側に分類して考えますと、今出ている B - 1、B - 2、C が食品側の情報かと思うんです。ただ、食品も食品が何かというところがここの項目に該当するのかわかりません。製造地域については、過去に違反例があるかどうかということを検討するようになっていきますけれども、食品事態についても過去に事故例があるのか、違反例があるのかということを見るべきではないかと思います。

ハザードについては、今の判断項目の中では「B - 2 検出濃度」としか書いていないように思いますが、まずハザードが何であるのか。ハザードとしての毒性についてどのくらいの情報が得られていて、あるいは病原性についてどうなのかということも重要な判断項目になるかと思います。

そうしますと、B - 4、B - 5 というのが今度は周辺の状況ということで大きく整理されると思うんですけれども、これらを合わせて現在の B、C というものをもう少し組み直して整理する必要があるのではないかと思います。

○元井座長 春日専門委員から判断項目あるいは分類等についてのご意見が出されましたが、事務局の方はいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 今の御指摘はよくわかりました。健康被害というので A という形で確認できれば、その時点で直ちに対応し、次に、そのほかということで B と C というカテゴリーを設けたのですが、十分に整理がされていなくていろいろな要素が混在しているような状況になっているのかと思います。今の御指摘を踏まえまして、カテゴリーをくくり直すという作業をしてみます。ただ、優先順位として、B と C という降順に並べるという整理にしておりましたが、場合によっては、同時に判断するのかということになるのかもしれないという思いはありますけれども、B、C のところと再整理をし直してみたいと考えました。ありがとうございます。

○元井座長 そのほかによろしいでしょうか。

青木専門委員、どうぞ。

○青木専門委員 情報提供の際に、この情報をだれが読むか、だれのための情報かというのがもう一つ重要なポイントになるかと思うんです。例えば一般の方あるいは近くで事件

が起こって「うちは大丈夫かしら」みたいな関心で一般の生活者の方々もデータを見るといふようなことで言えば、例えば参考資料 2 - 2 のハザード情報シートを拝見しましたけれども、ジクロロボスについてという文章で、情報のコンテンツの優先順位ということを少し検討する必要があるのではないかと。これを見始めて、いきなり化学式が出てきたり、沸点だ、比重だという情報よりは、一般の方々が知りたいのは例えば 1 日の摂取量だとか、どういう中毒症状が起こるのかといった方に関心がある。めくっていけばいいというような話もありますけれども、この数枚の中での優先順位というのも少し考慮する必要があるのかという気がいたします。

要するに、こういう事件が起こったときに何を不安がって、どういう情報を一番真っ先に見たいのかということ念頭に置きつつ構成をする必要があるのかなということ少し検討された方がいいのではないかと思います。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。大切な御意見がたくさん出たところでございますが、時間の都合もありましてここで御意見の聴取を終わりにしたいと思います。まずは今出された様々な御意見例えば判断項目の組替えや修正、あるいはハザード情報の内容なども検討しながら、まずは実際の緊急時に活用してみて不都合が生じた場合に改善する。また、その結果をこの専門調査会に報告していただきまして検討してはどうかと思います。いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。元井座長から御提案いただきましたお考えを踏まえ、変えられるところは変えて、その上で、実際に運用をしてみて、いろいろな御意見を賜りながら改善していくという形で進めていきたいと思ひます。

整理が十分でない資料を出して申し訳なかったんですけども、今のいろいろな御提案を踏まえて、より改善してまいりたいと思ひます。また、事務局の内規で事務処理要領というものがございますので、その中にこの内容を反映するという形で対応していきたいと思ひます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○元井座長 それでは、続いて次の議題に移ります。次は「『緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討』について」です。本日はヒアリングの第 3 回目ということで、健康被害事例などに対する社会的影響に与えるメディアの役割をテーマに青木専門委員から御講演いただくこととなっております。

青木専門委員におかれましては、危機の未然防止からの危機発生時のマスコミ対応など主に企業を対象とした危機対応策全般を御専門とされております。本日はマスメディア対応の留意点などを中心にお話しをいただけると伺っております。よろしくお願いいたします。

(青木専門委員、説明者席へ移動)

○青木専門委員 ただ今ご紹介にあずかりました青木でございます。私は、広告会社電通

のグループ会社で「電通パブリックリレーションズ」というPR会社に従事しております。弊社は主に民間企業および官公庁のさまざまなコミュニケーション活動のお手伝いをしてありますが、当然、企業等で不祥事（緊急事態）が発生した際には、その企業を守るコミュニケーション、すなわち、その事態による被害、ダメージを最低限にとどめるために、第三者の立場、客観的な立場からコミュニケーション上のアドバイスをさせていただくというようなことも行っております。そうした経験則の中から今日は幾つかのポイントを、大変僭越ながら30分ほどお時間をいただいてご説明してまいります。皆様にはよく御存知のことばかりではないかと思いますが、またこの委員会のニーズにどれくらい合っているのかというのも甚だ自信がございませんが、話の中で一つでも二つでもご参考になることがあれば・・・というようなことでお話しを進めてまいりたいと思います。なお、本日いただいておりますテーマは「健康被害事例などに対する『社会的影響』に与えるメディアの役割―マスメディア対応の留意点など」です。近年、企業や官公庁においてさまざまな不祥事が発生しておりますが、その際の緊急対応の失敗、例えば悪い情報を開示するタイミングの失敗といったことが、組織の存続、持続的な発展を脅かす時代になった、合わせてマスコミの方々や消費者の皆さんの眼が大変厳しくなったということが言えるのではないかと思います。危機対応において失敗をしないためのキーワードとしては、一つはしっかりと危機管理体制を構築し維持すること（内部統制）、例えば悪い情報が即座にトップまで上がるような体制をきちんとつくっておく、というようなこと。もう一つはコンプライアンス（法令遵守）意識を社内あるいは組織内に徹底させ、リスクに関する感度を常に高めておくこと。これが不祥事の「予防」につながる部分です。ですが、そうは言っても事故や事件というものは起きてしまうときには起きてしまうものでして、その「対応」については、ディスクロージャー、すなわちきちんと情報開示をする、そして説明責任を果たすというようなことがキーワードになろうかと思います。とくに「対応」の局面における「情報開示」あるいは「説明責任」というキーワードは、コミュニケーションの問題です。これは単にマスコミに情報開示をし、説明責任を果たすということではなくて、マスコミの向こう側にいるステークホルダーズ（＝利害関係者）、取引先であるとか、生活者（消費者）の方々、組織内部の方々にどうやって正確な情報を到達させるかということに尽きるのではないかと思います。

また、こんな言葉もあります。「かすり傷が致命傷になる」。昨今、ここ10年、20年ぐらいの間に非常に生活者（消費者）の方々のこういった事案を見つめる目が厳しくなった。かつては「たいしたことはない」と思っていたのが「えらいことになる」というような状況でございます。法的には問題がないとか言う、では道義的にはどうなんだということが問われる、あるいは業界の慣習だとか、組織内の常識というのが通用しないという時代です。

もう一つの重要なキーワードは、「安全」そして「安心」という言葉です。よく「安全・安心」と並列的に書かれることが多いですが、これを見つめると、これこ

れこうだから安全だという客観的な説明ができるのが「安全」ですけれども、心という字が入っている「安心」は、「そう説明されても（説明はわかったけれど）、でもね…」というようなところ、なかなか完全に納得するというわけにはいかない。ここら辺が、緊急時のコミュニケーションにおいて非常に難しい部分ではないかと感じています。「安心」をできるだけ100%のものに近づけるためには、情報の正確性に裏打ちされた信頼と信用というものが重要になります。

いざ緊急事態が発生した際の、マスコミ対応の“極意”というか要点というのは、一言で申し上げますと「マスコミに対して余計（不要）な批判を招かないこと」に尽きるのではないかと考えます。何が余計な批判を招いてしまうのか、ということで申し上げますと、緊急時対応のプロセス、やり方、言動などにおいて、それが記事になってしまうようなミス犯すことです。すなわち失言や嘘であるとか、情報の隠ぺいとかが露呈した時に、不祥事そのものとは別の批判の嵐が巻き起こります。大事なのは先手先手の対応で、正確でわかりやすく、能動的で積極的な情報開示を行うことによって、余計な批判を招かないということです。

昨年9月20日、土曜日ですけれども、厚労省から報道発表がありました。中国から輸入した加工食品の原材料として、メラミンの混入が確認された牛乳を用いていたことが確認されて、当該事業者が自主回収する旨を発表、ということでした。これを受けた翌朝の記事を見ると、まだ比較的穏やかな表現で、「あきれ顔…『また中国産』」といったような見出しであるとか、あるいは厚労省としては「食品に使うはずない」といったような見出しであった一方、同日のスポーツ紙などを見ますと、（スポーツ紙の特色ではあるんですけれども）、大きな見出し（活字）で「W混入」、「大阪の特養ホーム『何を信じれば…』」「危ういニッポンの食不信の連鎖どこまで…」。こうしたセンセーショナルな見出しが躍るわけです。こうした目立つ記事が掲出されますと、ご承知のようにテレビの朝のニュースワイド番組における「今日の新聞（スポーツ紙）から」というようなコーナーで記事が大きく画面に映される。この影響力というのは非常に大きいものがあります。ややもすれば風評的なところにつながっていくという可能性もあります。

数日経った26日の金曜日には、今度は某食品会社さんの自主検査においてメラミンが本当に検出された、可能性であったものが現実に検出され、厚労省から検査命令が出るという事態。こうなりますと、記事も非常にセンセーショナルなものとなる。朝刊の一面で、「メラミン国内初検出」という大きな見出しが躍るわけです。しかもこの新聞の場合には、特集面、社会面にも関連記事が出る。こんな形でセンセーショナルに報道が始まっていて、さらには当該食品会社の会見の様子の記事（写真付き）の見出しで「『食』の不信、加速—消費者は何を食べればいいんだ」であるとか。「また汚染、何食べれば」といった表現があり、記事の脇の方で「専門家は健康影響なし」とはうたっておりますけれども、やはりこの圧倒的な見出しに押されるという形になります。社会に警鐘を鳴らす、広く注意喚起をするというのがマスコミの役割の一つではありますが、見方によってはや

や余計な不安を広げるというところも多少あるのかと思います。ですから、こうした記事のトーンを和らげるために、情報の出し方、情報の中身（正確さ）に一工夫が必要とされるのではないかと思います。

こうした緊急事態（クライシス）が起きたら、どう動くか（対応するか）というところを見ていきます。危機管理の教科書などによく書かれているのが、「人は起こしたことで非難されるけれども、起こしたことにどう対応したかによっては更に非難される」。起きてしまった事案そのものとは別に、当事者がどういう対応をしたのか、ということが注視される時代です。対応の中でどうコメントをしたか、そのコメントが新たな事件をつくるというようなこともあります。“不始末より後始末”が大事だ、ということですが、そうしたクライシス時のコミュニケーションのポイントとして二つ挙げさせていただきました。一つは何でもかんでも情報を出せばいいというものではないということ。何でもかんでも言えばいい、伝えればいいというものではなくて、コミュニケーションの相手である記者の方々の特性を知る（相手が何を知りたがっているのかをきちんと把握して対処する）ことが大事だろうと思います。二つ目は、これも民間の企業さんによく申し上げるんですけれども、とにかく「初動でミスをしない（後手に回らない）」ということです。

一つ目の「相手を見て対処する、記者の方々の特性を知る」ということについてお話しいたします。企業あるいは団体・組織は、さまざまなステークホルダー（利害関係者）に囲まれています。マスコミもそのステークホルダーの一つですが、他のステークホルダーがいち早く発生した事案の状況を知り、影響や印象を受けるのがマスコミ報道でありまして、その意味でマスコミは、クライシス・コミュニケーションにおける非常に重要なターゲットとなります。そのマスコミに対して、ややもすると「怖い相手」「厄介な存在」などの意識が働きますが、そうしたネガティブな、否定的な目で見ないで、受身にならないで、逆にマスコミの力（速報性、伝達力、解説性、一覧性）を利用する、能動的に対峙するといった意識が必要であると思います。非常に大きな影響力をもつマスコミと誠実に協調、連携をとって、起きてしまった事態を最短で収束させたり、被害を最小限に抑えることが非常に大事だろうと思います。

マスコミは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオという4つの大きなメディアで構成されていますが、近年ではインターネットもその一翼を担うことになり、どんどん成長を続けています。一般の生活者の方々は、事故や事件が起こったときに、どうやってそれを知るかという、現状ではテレビやラジオで速報が流れたり、インターネットのニュースサイトに速報が出る⇒その詳細については新聞で確認する、というような動きになります。その意味で「新聞」はアンカーマン、解説者として重要な役割を果たすわけです。日本は新聞大国と言っても過言ではありません。全国紙、ブロック紙、ローカル紙といった形で、わが国の津々浦々に配られて、世界でも有数の部数を誇っています。そんな中、今回のメラミン関連の新聞記事をクリッピングして気がついたんですけれども、（やはり当然のことではありますが、）それぞれの地方で、我が県ではメラミン汚染はどうだといった

報道に大きなスペースがさかれていました。その意味では、地方メディアとのリレーショーというのも大事ではないかと思います。とくにその事故、事件が発生しているエリア周辺のメディアへの正確でわかりやすい情報提供も、非常に重要な意味を持つてくるのではないかと思います。

さて、不祥事がひとたび起きますと、新聞の社会面などで大きな見出しとともに記事が掲出され、朝のニュースワイドショーあるいは夜の報道番組がさかんにこれを報道します。その際（あくまで傾向の一端ということでお聞きいただければと思いますけれども）、いわゆる淡々とした事実報道だけならばいいんですけど、新聞の見出しの書き方、TVにおけるコメンテーターの情緒的・感情的な一言によっては、結果的に扇情的あるいは扇動的な報道になるというケースもあり、小さな世論が起きてしまうというようなこともあります。例えば「30%」という数字ですけれども、「30%も」と書かれるのか、あるいは「30%しか」と書かれるのか。「も」と書かれると「それは大変だ」ということになるわけですし、「しか」ですと「何だ、そうなのか」という印象を受ける。この辺が非常に難しいところではないかと思います。

一般論ではありますけれども、情報伝達に必要な条件としては、「事実」があって、事実を伝える「タイミング」があって、その「伝え方」、という大きく三つの要素があります。これに「受け手の理解力」（リテラシー）という要素も加わります。ここで申し上げたいのは、「タイミング」とか「伝える方法」はとくに重要であるということです。情報を開示するタイミングはよくても、説明の仕方、伝え方がまずいと、すべてが台なしになってしまうというようなこともあろうかと思います。マスコミの評価基準としては、情報の公開性や透明性、発言内容が正確であるか、信頼がおけるか、論理的であるか、説得性があるかといったような観点。また表現・言葉遣いの的確性もあげられます。また、先ほど申し上げた発言・対応のタイミングの適切性などというのも大切な評価基準になります。更には（細かいことではありますけれども）、記者会見の登壇者の表情・態度の誠実性、あるいは信頼性。例えば、テレビに映ったときに、この人が言うことだったら信頼できるということが示せるかどうかというのも大きなポイントの一つとなります。

マスコミの方々に情報を開示する際には、いいわけも含めて伝えたい情報は沢山あるんだと思うんですけども、逆に情報の受け手であるマスコミは何を聞きたがっているかというようなところを確実に踏まえて発信していくということが大事なのではないかと思います。事故や事件が起こった際のマスコミの関心事というのは、例えば、「今回の事案は組織ぐるみによるものなのか、個人的な過失か」、「構造的なものなのかたまたま起こってしまったのか」、「情報に嘘や隠ぺいはないか」、「発表のタイミングは遅くないか」、「これまで同じようなことが起きていたのではないか」、「起きてからの状況認識だとか判断、指示に問題はなかったかどうか」といったことであり、記事を書く上でフックとなる部分でもあります。

申し上げるまでもなく、マスコミの背後には何百万人の読者や視聴者が存在します。そ

の意味で忘れてはならないのは、発言や行動を起こす際に、会社とか組織の物差しではなくて社会の物差しではかること、すなわち“生活者の目線”一もし自分が生活者の立場だったら、これはどういうふうに感じるか—というようなことを念頭におきながら情報発信をしていくというようなことも必要になるのではないかと思います。わかりやすく、誠実に伝えるということも重要です。この「わかりやすく」ということで申し上げれば、昨年の10月22日の新聞紙面に「国立国語研究所が医療用語をわかりやすくするための言い換え例をまとめた」という記事を拝見しました。病院言葉というのは患者さんからすると非常に難しい言葉が多い。例えば「予後」であるとか「浸潤」というような言葉をこう言い換えたらどうか、といった今回の国語研のご提案はとてもいいことなのではないかと思いました。わかりやすく誠実に話すということで納得感と信頼感、あるいはできれば好印象を得ることが大事。そのためにはどういう言葉を選んで説明するかといった準備をしっかりとしておくということも、時間があるなしにかかわらず大事なことではないかと思っています。

本日お話しする大きなポイントの二つ目は「初動でミスを犯さない」ということです。繰り返しになりますが、クライシス・コミュニケーションの要諦は、マスコミの不要で不必要な批判を招かないということと、マスコミの方々に誤解や曲解をさせないということです。そのためには初期対応で躓かないこと、「はじめの一步」をしっかりと踏み出すことが大事です。しかしながら、その一步が出遅れる原因というのが幾つかあります。事件や事故が起きた際に、経営者あるいは責任者の方々の頭をふとよぎるのは、「そんなことはうちに限ってあるはずない」、「そんなことはたいしたことではない」、あるいは「うちが悪いのではないだろう、悪いのは業者だろう」であるとかの、いわば「先入観」とか「被害者意識」です。こういった考えが頭をよぎると、先ほど申し上げた「はじめの一步」が2歩も3歩も遅れてしまって、マスコミの方々にきちんと説明するタイミングを逸してしまうというようなこともあります。初期対応においては、こういった「先入観」「被害者意識」を徹底的に排除してかかることが重要です。

初動でミスを犯さないためには、当事者目線ではなく「客観的な視点で事実関係を把握する」ことであるとか、「わかっていることとわかっていないことをきちんと整理して確定しておく。わかっていない情報は出さない」ということも必要だろうと思います。大事なのは“腹をくくる”というようなところですね。もう一つは「第一報の重要性」です。「第一報が遅ればすべてが後手に回ってしまう」ということで、「早い報告」はもちろんですが、「しつこい報告」であるとか、勇気が要る「訂正の報告」だとか、「隠された事実の報告」といったようなものも含めて、きちんと報告を正確に上げようというような意識が組織に浸透しているかどうかということも、緊急対応における大きなポイントになるかと思っています。

とにかく、この「後手に回る」ということをいかに防ぐか。新聞の見出しでも「対応後手」という言葉が非常に多く見られます。マスコミに「後手」と書かれないためには、単

純で恐縮ですけれども「先手をとる」ということが重要。「仕方がないから取材に応じるか」とか、「仕方がないから嫌々ながら答える」というような受動、受身ではなくて、能動的に対応するということが必要だろうと思います。迅速な発表、そしてそれによって情報の錯綜や誤解を避ける。正確な情報の提供を意識するあまり、「まだ原因がわからないんだから公表は差し控えよう」「もう少し待とう（調べよう）」ということは大事ですが、状況によっては、原因がわからないという事態が起きていることをきちんと公表し、続く被害の拡大を防ぐ、注意喚起をする、というようなこともとても大切なことです。

誤報とか批判報道が発生する要因としては三つのポイントがあげられます。一つは「情報収集が不十分」であるということ。情報が二転三転すると、あそこの言うことは信じられないというマスコミの方々の不信感が募ってくる。二つ目は「情報の出し遅れ」で、情報の開示があまりに遅いと“隠ぺい”ととられてしまいます。私どもが緊急記者会見、謝罪会見に同席させていただく時によく出る質問の一つのパターンですが、「今の説明を聞いていますと、社長がこの事実を知ったのは一か月も前ですよ。今日まで何をしていたんですか。結局隠そうとしていたのではないんですか」。情報開示のタイミングがずれるとそうなります。三つ目は「情報の出し惜しみ」。情報をコントロールしようとするほど、また小出しにし過ぎると、毎日毎日紙面をにぎわすことによりダメージが長引く。隠しておいても内部告発などで情報は表に出てしまいます。クライシス・コミュニケーションの鉄則は、一度で悪いことをすべて出し切り、危機に立ち向かう姿勢を見せることに尽きるということ。もう一つだけ、忘れてならないのが「情報の共有」。対応チーム全員、ひいてはその組織に属する皆さんが情報をいかに共有できるかというのも勝負の分かれ目です。

事故発生時の行動原理としては、「落ち着いて速やかに状況を把握する」「二次被害の防止を優先する」などがありますが、なかなかできないのが「最悪の事態を想定して対策を立てて迅速に行動する」ということです。不祥事の当事者は、目の前の火を消すのに精一杯で、これがこうしてこう転がっていったらこんなことが起きてしまうというようなシミュレーションがなかなかできないというところがあります。最悪の事態を想定して、それに向けた準備をすることも重要です。

最後に、あくまでご参考までに、謝罪会見などのトーン＆マナーについて申し上げます。大括りのポイントとしましては、謝るべきことに、あるいは責任に対して真摯に、誠実に向き合う態度をとって、その結果として好印象を得ること。誠実・正確な言・動を心がけること。憶測や推測を交えない誠意ある正確な発言によってマスコミの方々の納得感を獲得していくということです。つまらない「失言」を防ぐためには十分な準備と注意が必要です。例えば「私は知らなかった」とか、「法律には違反していない」「業界では当たり前だ」「昔からの習慣だ。どこでも同じことをやっている」といった発言は、たちまち報道の中でクローズアップされます。また、会見中のちょっとした動作や表情がカメラにしっかりととらえられて、問題になったり嘲笑を買うということもあります。細かく

申し上げます、会見の際の言動において、いろいろなマナーがございますが、ここではお時間もきましたので省かせていただきます。

日々さまざまな事件や事故が起こっています。こうした出来事を“対岸の火事”、すなわち自分には関係ないこと、他の業界で起こっているから関係ない、ととらえない。「人のふり見て我がふり直せ」とか、「もって他山の石とせよ」という言葉もあります。毎日の新聞の社会面あるいはテレビのニュース番組は何よりの危機管理の教科書です。これらをご覧になりながら、自分がもし当事者だったらどう動くか、どういう言葉で謝るか、といったことを普段からシミュレーションしていただくことが、いざという時に思わぬ役に立つことでしょう。

これまで申し上げてきたクライシス・コミュニケーションのキーワードは3つです。とにかく「スピード対応」、「きちんとした情報開示」、「社会的視点からの判断」ということです。また、相手にしっかりと伝えるためには準備が欠かせないということと、正確かつ簡潔、明快に、そしてわかりやすく説明をするというようなことも必要です。

以上、長くなりまして申し訳ありませんでした。一つでも二つでもご参考になるようなことがあったら幸いです。ありがとうございました。（拍手）

○元井座長 青木専門委員、大変興味ある示唆に富んだ御講演、ありがとうございました。情報提供については、今後の委員会の緊急時対応における重要なテーマですので、大変参考になったと思います。今の御講演に対しまして、御質問等ありましたら、時間の都合上、1点か2点受けたいと思います。

生出専門委員どうぞ。

○生出専門委員 質問ではないんです。国立国語研究所の病院の言葉、私は実務委員で入っております、ありがとうございます。それだけです。

○元井座長 それでは、青木専門委員、御講演どうもありがとうございました。

以上、今年度の専門調査会の取組としてリスクの早期探知並びに探知したリスクへの対応といたしまして、3回にわたり各分野の専門委員から御講演をいただきました。当初の計画としては、次回の専門調査会で全体のとりまとめについて検討することとなっておりますが、この件について事務局から御説明はございますでしょうか。

○磯貝課長補佐 これまで3回ほどヒアリングを行ってまいりました。最終的には情報提供の在り方について文章という形で成果物を御検討願いたいと考えております。

その際の具体的な成果物のイメージといたしまして、机上配付資料として2枚組みで構成するとりまとめ構成素案をご覧ください。とりまとめ構成素案には、初めに検討に至った経緯、その中で検討の目的、検討の具体的な内容です。2ページ目に検討の結果、各ヒアリングの項目での特記事項、特記事項から具体的な対応策のポイントを抜き出す形として、各ヒアリング項目ごとに事項として提示させていただきました。これはあくまでも成果物の構成のイメージでございますので、今後この専門調査会で御意見をいただきながら最終的な成果物としていきたいと考えております。

以上、この構成案について簡単に御検討を願いたいと思います。

○元井座長 ただいま事務局から構成素案としての説明がありましたが、今の段階で御意見等ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたらこの方向で作業を進めていただき、ある程度まとまりましたら、各専門委員から御意見をいただくこととしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。了解いたしました。とりまとめに関しましては、座長と相談をさせていただきます。また、原案を作成いたしましたら専門委員の方々の御意見を伺うということで、メール等で回覧したいと思いますので、御示唆のほどをよろしくお願いいたします。

○元井座長 続きまして、その他の議題に入ります。

事務局からお願いします。

○磯貝課長補佐 続きまして、平成20年度の訓練計画でございます。資料4を御準備ください。今年の訓練は2回予定しております。1回目は緊急時対応訓練で、マスメディア対応の訓練を行いました。その概要につきましては、フジテレビ解説委員の箕輪先生を講師に招きまして、緊急事態におけるメディア対応、記者会見を行うときの心構えや留意事項について、ここに記載しております①～③に関します留意事項について知見をいただきました。

今回は、第2回目の緊急時訓練の内容の概要についてあらかじめ説明させていただきたいと思います。第2回の緊急時対応訓練は、実際に緊急事態で食品安全委員会が会見を行うことを想定した状況下で、さまざまな食品安全委員会内での手続の手順等の点を確認して、課題や改善点の検証を行うということを目的としております。

具体的な実施時期でございますが、今年の3月上旬を予定しております。訓練の内容としましては、緊急事態における広報活動の具体的な手順、確認、模擬記者会見の実施です。委員による模擬記者会見、模擬記者を準備して記者会見室での公表、会見に向けたロジ面での手順の確認。そして食品安全委員会ホームページへの情報、臨時メールマガジン、プレスリリースといった外部への情報提供に際しての、具体的な手順を確認したいと考えております。

2ページ目をお願いいたします。具体的な想定する緊急事態でございますが、検討しておりますのは、輸入食品から高濃度の化学物質。例えば汚染物質が検出されたと海外からの情報が入り、その後の調査で日本にも同じ食品が輸入されている。なおかつ、既に一部の食品は喫食されていることが判明された。これらを受けて、健康影響に対する国民の不安の高まりを受けて、食品安全委員会がホームページでの情報提供だけでは正確に伝えることが困難な場合に、わかりやすく解説を行い、不安を解消することです。

留意すべきポイントでございますが、想定される状況から、国民へのメッセージ、例えば、食べた場合の健康影響の有無についての明確な伝え方はどうなのか。危害物質の健康

影響に関する ADI 等の専門用語をわかりやすく解説するための工夫、主にこの 2 点に留意して訓練を行っていきたいと考えております。

以上が今年度の第 2 回の訓練の概要でございます。

○元井座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。訓練の件でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、予定された議題は以上となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 特にございません。

○元井座長 それでは、以上をもちまして、第 27 回「緊急時対応専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。